

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業の一部を改正する件

○法務省
厚生労働省 告示第二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令
厚生労働省

第三号）第十条第二項第八号、第十二条第一項第十四号、第十六条第三項及び第二十二條第一項第五号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業（平成二十九年法務省令
厚生労働省 告示第四号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年九月三十日

法務大臣 小泉 龍司

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後

5	規則第二十二條第一項第五号の法務大臣及び厚生労働大臣が告	介護	介護
	(略)		
	(削る)		
	(略)		
	林業	育林・素材生産作業	職 種

4 規則第十六條第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

3	(略)	自動車整備	自動車整備作業	
	介護	介護		
	(略)			
	(削る)			
	(略)			
	林業	育林・素材生産作業	職 種	作 業

2 規則第十二條第一項第十四号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

	(略)			
	林業	育林・素材生産作業	職 種	作 業

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十条第二項第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

改正前

5	規則第二十二條第一項第五号の法務大臣及び厚生労働大臣が告	介護	介護
	(略)		
	(削る)		
	(略)		
	(新設)		

4 規則第十六條第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

3	(略)	自動車整備	自動車整備作業
	(新設)	介護	介護
	(略)		
	(新設)		
	(新設)		
	(新設)		
	職 種	作 業	業

2 規則第十二條第一項第十四号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

	(新設)		
	(新設)		
	職 種	作 業	業

1 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十条第二項第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

（傍線部分は改正部分）

6
5
9
(略)

林業	職	種	業
育林・素材生産作業	作		業

示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

5
5
8
(略)